

議案第 75 号

新座市水道事業給水条例及び新座市下水道条例の一部を改正する条例

(新座市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 新座市水道事業給水条例（昭和 37 年新座市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(工事の施行)</p> <p>第 7 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第 7 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2・3 [略]</p>

(新座市下水道条例の一部改正)

第 2 条 新座市下水道条例（昭和 56 年新座市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第 8 条 排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した業者（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ、行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第 8 条 排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した業者（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ、行つてはならない。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備等工事を行うことができる事業者等の特例を定めたいので、この案を提出するものである。